

定数及び選挙区に関する各会派ヒアリング事項に関する意見

会派名 自民党

1 総定数について

総定数をどうすべきかお聞かせください。

また、具体案があればお聞かせください。

<参考>選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書(以下「報告書」という。)において、「総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る(P48)」等とされています。

会派内では、「1増1減」から「総定数2減」という幅で議論しています。仮に「1増1減」ということになれば、在り方調査会報告書にある通り、議会の費用削減を考慮していく必要があります。

2 選挙区の区割り及び選挙区ごとの定数について

(1) 任意合区(強制合区)について

鳥羽市選挙区は、総定数51人以上の場合は任意合区(公職選挙法第15条第3項)の対象、総定数50人以下の場合は強制合区(同条第2項)の対象となりますが、どうすべきかお聞かせください。

また、合区について具体案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること(P48)」等とされています。

鳥羽市選挙区については、現在の定数議論とは一度切り離して考えるべきという意見です。議論の結果として強制合区となれば、そのときに改めて合区先について、しっかりと地元の首長・議会・住民の意見を聴いた上で議論をすべきです。

任意合区については、任意合区をする場合の地元の首長・議会・住民の意見聴き取りの仕方を定めた上で、議論すべきです。

## (2) 一人区について

人口比例の原則に従って各選挙区に定数を配分した結果、定数1となる選挙区（参考資料の「人口割実定数」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること（P48）」、「一人区については、無投票当選を招きやすいことから、人口比例の原則に従った結果、選挙区の定数が一人になった場合については、合区を行うなどすることで可能な限り回避すべきである。ただし、一人区を解消する手段として、当該選挙区の定数を二人にすることは、投票価値の平等を踏まえ慎重に判断すべきである。（P37）」等とされています。

一人区については、すべてが悪いというわけではないと考えています。在り方調査会報告書にも「努める」とあるように、条件不利地域など地域事情を汲むべき一人区というものは認めるべきです。

一人区である亀山選挙区については、条件不利地域ではなく、一人区を解消するべきと考えます。現行法において合区が不可能であり、一票の格差の対象選挙区であることから、1増の定数2とするべきです。

## (3) 特別の事情による定数配分について

### ア 特別の事情により人口割実定数を変更する選挙区について

人口比例の原則に従って各選挙区に配分した定数を増減する選挙区（参考資料の「定数増減」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること（P48）」、「人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること（P49）」等とされています。

在り方調査会報告書にもある通り、現行法で認められている範囲において、条件不利地域の地域事情を汲みとって頂きたいと考えています。

## イ 一票の較差について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、変更後の一票の較差（参考資料の右端の「一票の較差 対最大値」欄参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること（P49）」、「地域間の均衡を考慮する場合であっても、考慮した結果生じる一票の較差が人口比例の原則によって算出された定数における一票の較差と大きく乖離することは避けること（P49）」「具体的な検討に当たっては、現在の選挙区を前提とするならば、較差が2倍以上となっている選挙区については、当該選挙区の定数の減少又は合区による選挙区の人口の増加によって適正化させることが望ましい（P49）」等とされています。

在り方調査会報告書にある通り、地域事情を汲みとった上での3倍未満と考えています。

## ウ 逆転現象について

特別の事情により人口割実定数を変更する場合、選挙区間の投票価値の逆転現象（参考資料の下段「逆転現象の確認」参照）について、どうすべきかお聞かせください。

また、具体的な案があればお聞かせください。

<参考>報告書において、「逆転現象については、解消すること（P49）」等とされています。

一人区のところでも前述してあります通り、亀山選挙区を1増して定数2とすることで、この逆転現象も解消することができます。

### 3 その他

上記以外に、定数及び選挙区に関するご意見があればお聞かせください。  
また、具体的な定数及び選挙区案があれば、ご提示ください。

増員する選挙区については、亀山選挙区となります。  
減員する選挙区については、具体的な結論までは出ていませんが、一票の格差の対象選挙区である、東紀州地域については議論せざるをえないものと考えます。